



宮 崎 県 公 報

平成21年1月15日(木曜日) 第 2049 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1

頁

- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
 - 道路の供用の開始……………(“) 2
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2
- ### 公 告
- 林業種苗生産事業者講習会の開催……………(森林整備課) 2
- ### 正 誤
- 昭和39年4月10日付け県公報(号外第26号)中…………… 3

告 示

宮崎県告示第15号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町国民健康保険西郷病院	東臼杵郡美郷町西郷区田代29番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで

宮崎県告示第16号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
和田病院	日向市向江町1丁目 196番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年1月11日から平成24年1月10日まで

宮崎県告示第17号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ダイエー都城駅前店薬局	都城市	薬局	平成21年1月1日

宮崎県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年1月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字矢野谷5395-1、5397-1、椎葉村大字松尾字囲ヒ 341、352-71、352-73、大字下福良字上椎葉1825-14、1826-45

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字矢野谷5395-1・5397-1(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字矢野谷5395-1・5397-1・字囲ヒ 341・352-71・352-73・字上椎葉1825-14・1826-45(以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第19号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字松木1984-26、2073-15
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字松木1984-26・2073-15（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第20号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 1 月15日から平成21年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字平山1139番 7 地先から同郡同町同区宇納間同字1139番 4 地先まで	旧	17.0 ~ 49.3	37.1
				新	60.6 ~ 69.9	37.1

宮崎県告示第21号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 1 月15日から平成21年 1 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字平山1139番 7 地先から同郡同町同区宇納間同字1139番 4 地先まで	平成21年 1 月15日

宮崎県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 20-10	有限会社 宇都不動産商事代表取締役 宇都求	小林市大字水流迫字上ノ薮 563番 9	5.00	83.39	平成20年12月25日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成21年 1 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 開催の日時
平成21年 2 月20日（金曜日）午前 9 時から午後 5 時まで
- 2 開催の場所
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県庁 6 号館 2 階 621号室
- 3 受講申込受付期間
平成21年 1 月23日（金曜日）から平成21年 2 月10日（火曜日）まで
- 4 受講申込書の提出先
最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁
- 5 受講手数料
14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
 - (1) 受講申込書は、最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁で交付する。
 - (2) 詳細については、最寄りの農林振興局若しくは宮崎県西臼杵支庁の林務課又は宮崎県環境森林部森林整備課（電話0985(26)

7162) に問い合わせること。

正 誤

昭和二十九年四月十日付け県公報 (号外第二六号) 中

ページ	段	行	誤	正
十	下	十四	水生動物	水産動物
十	下	二十四	採捕	採取
一三	上	十五	前記	別記
十四	下	三	船き	船舶

--	--